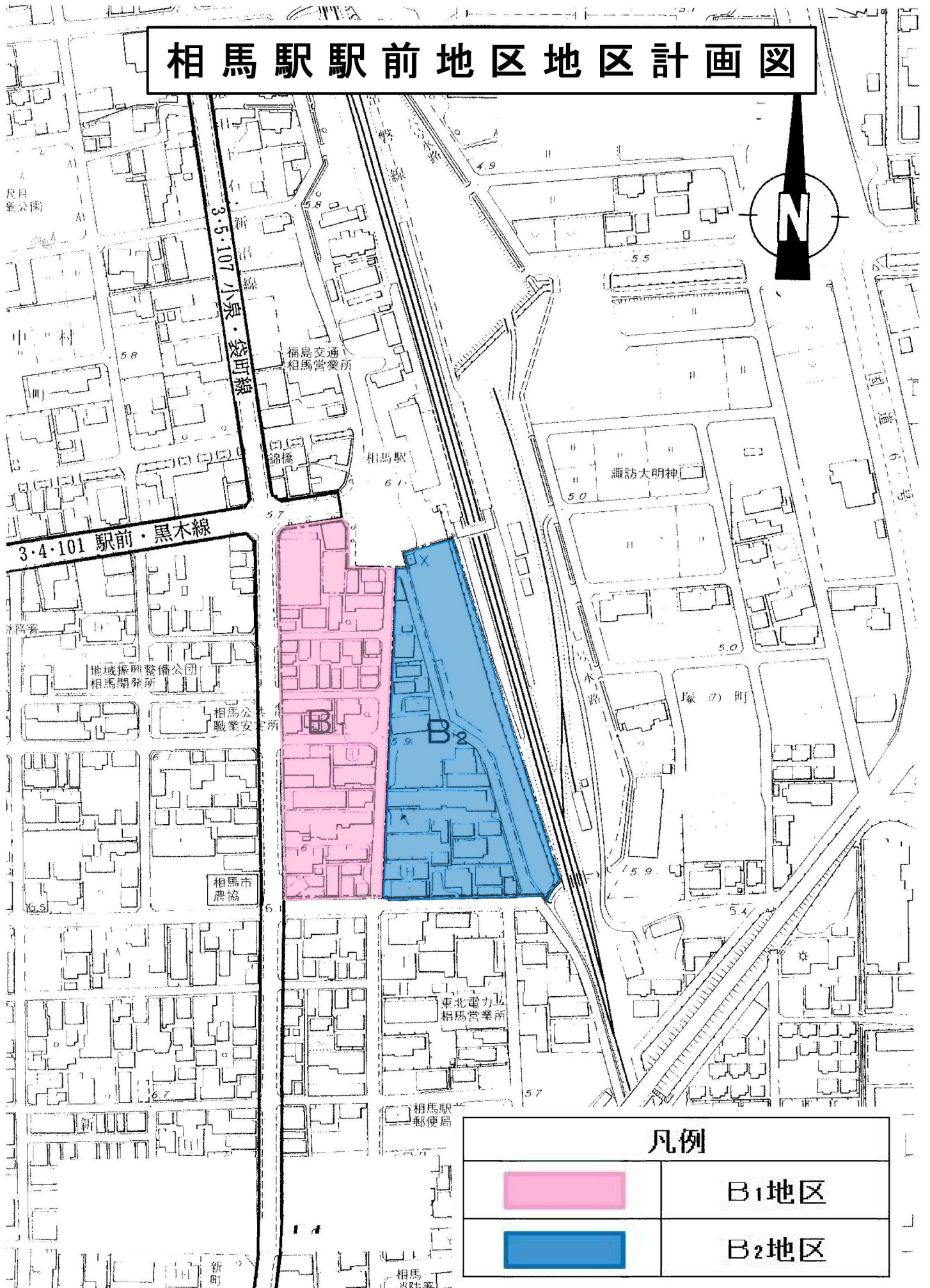


相馬駅駅前地区地区計画図



凡例

	B ₁ 地区
	B ₂ 地区

都市計画相馬駅前地区地区計画を次のように決定する

名 称		相馬駅前地区地区計画			
位 置		相馬市中村一丁目及び字塚ノ町の各字の一部			
面 積		約 2.5ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、相馬中心市街地の一角、J R常磐線相馬駅前の地区であり、商業業務拠点機能の集積・高度利用が必要とされる地区である。特に駅ビルの建設により市街地環境が大きく変化する地区であり、用途地域の見直しと併せて地区計画を導入する。その際、整備に当って、相馬市の表玄関として市のイメージにふさわしい顔づくりするため、健全で明るい街並みの形成を目標とする。		
	土地利用の方針		商業業務施設等を配置することにより、都市機能の強化を図り、土地利用の転換を行うとともに、土地の高度利用を図ることにより、賑わいと活力のある街を創出し、相馬市の顔にふさわしい都市空間の充実を図る。		
	地区施設の整備方針		コミュニティの場として、公共空地を整備することにより、地区住民が集い、遊び、親しまれる空間の創出に努める。		
	建築物等の整備の方針		健全で明るい街づくりを目指して建築物等の用途の規制を行う。また、駅前地区としてゆとりある空間を確保するため、容積率の規制を行う。		
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針		ゆとりとるおいのある空間を生み出すために、公共空間や緑化空間等の確保に努める。		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	国道 113 号沿道地区(B ₁)	住宅地区(B ₂)
			区分の面積	約 1.2ha	約 1.3ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 個室付浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場等その他これに類するもの。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 個室付浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場等その他これに類するもの。	
		建築物の延床面積の敷地面積に対する割合の最高限度		次の敷地面積の区分ごとに掲げる数値以下とする。 1. 200 m ² 未満 10 分の 20 2. 200 m ² 以上 500 m ² 未満 10 分の 30 3. 500 m ² 以上 10 分の 40	
備 考		—			